



○水道料金の請求とお支払い方法

水道料金の請求は、2カ月に1回です。

水道料金のお支払方法は、

●口座による振替

●納付書による納付

のいずれかの方法があります。

口座振替の申し込みのない方には、納付書を送付いたしますので、各金融機関、水道課窓口、各コミュニティセンターで納付してください。

なお、郵便局では、納付書による納付はできませんので、ご注意ください。

口座振替のお申し込みをさせていただくと、2カ月に1回(通常10日が口座振替日)預金口座から自動的に水道料金が引き落とされます。支払いの都度、金融機関などへ足を運ぶ手間が省けますので、留守がちの方、お忙しい方、共働きのご家庭では特に便利です。また、振替手数料は水道課が負担しますのでお客様も安心です。

口座の申し込み方法は、口座開設をしたときの印鑑、通帳、最近の水道使用量のお知らせ、または水道料金の領収書などをお持ちになって、次の金融機関の窓口へ直接お申し込みください。

取扱金融機関

・山梨中央銀行 ・山梨信用金庫 ・都留信用組合
・山梨県民信用組合 ・美富士農業協同組合 ・郵便局
※残高不足により口座振替ができなかった場合は、1回に限り翌月に口座再振替をします。

○ご注意下さい

最近、水道課の職員を装い、アンケート調査や水質検査などを行い、料金をだまし取る業者が出没し、全国的に被害が発生しています。

水道課ではこのようなことは行っておりませんので、十分ご注意ください。

おかしいと思ったらすぐに身分証明書の提示を求め、水道課まで連絡をし確認してください。

防災ミニ情報

東海地震の予知について

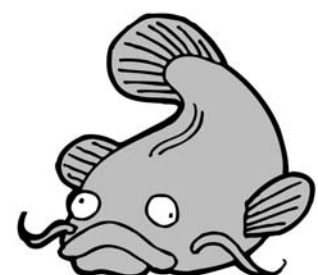
東海地震予知の鍵となる前兆現象とは何でしょうか。それは「前兆すべり」と考えられています。

1944年の東南海地震の2～3日前から、非常に顕著な前兆的地殻変動が観測されました。東海地震ではなく東南海地震の前兆現象でしたが、これと同程度の地殻変動が東海地震の前兆現象として現れることが考えられます。

気象庁では、東海地域で異常な現象がとらえられた場合、「東海地震観測情報」が発表されます。この情報を受け、国や自治体などでは情報収集連絡体制がとられます。住民の方は、特段の防災対応の必要はありませんが、テレビ・ラジオなどで次の情報発表に注意して下さい。

その後「異常な現象」の程度が大きくなり、前兆現象である可能性が高まった場合には「東海地震注意情報」が発表されます。この情報を受け、地震防災対策強化地域やその周辺地域では防災準備行動が開始されます。住民の方は、テレビ・ラジオなどの情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、都留市地域防災計画に従って行動して下さい。

さらに「異常な現象」が進展した場合には、それが大規模な地震に結びつく前兆現象であるかどうかを緊急に判断するため、わが国の地震学の第一



人者6名からなる地震防災対策強化地域判定会を招集し、データの検討を行うことにしています。判定会での検討結果を受け、気象庁長官が「もうすぐ東海地震が起きそうだ」と判断した場合、直ちにその旨を内閣総理大臣に「地震予知情報」として報告します。「地震予知情報」の報告を受けた内閣総理大臣は、緊急閣議を開き、「警戒宣言」を発令します。この「警戒宣言」の発令により、地震防災対策強化地域やその周辺地域の自治体は地震災害警戒本部を設置し、本格的な防災体制に入ります。

しかし、東海地震は必ず予知できるのでしょうか。その答えは、残念ながら「いいえ」です。前兆現象をとらえることができた場合のみ、気象庁は東海地震に関連する情報を発表して皆さんにお知らせすることができるのです。

では、どのくらいの確率で前兆現象をとらえることができるのでしょうか。これも、残念ながら「不明」なのです。